

議案第68号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
北本市障害児学童保育室
- 2 指定管理者として指定するもの
北本市栄1番地
特定非営利活動法人すきっぷ
理事長 吉村史朗
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年11月30日 提出

北本市長 三宮幸雄